

社会福祉法人さくら草

平成 28 年度事業報告

社会福祉法人さくら草

平成 28 年度事業報告

1. はじめに

平成 28 年度社会福祉法の改正により、定款の変更や経営組織の再編を行った。社会福祉充実計画、責務となった地域公益的取組など検討してきた。

また認可施設開設 10 周年にあたり記念式典を行い、実践発表で重い障がいをもつ利用者の地域生活を総合的に支援し、緊急時にも即応できる体制であるなど行政および関係者に広報できた。法人内事業所間の交流も深められ実りある式典となった。

以下事業計画に沿って振り返る。

◎ 新規事業

- ①生活介護事業所を開設できた ②共同生活援助助成対象となり平成 30 年 4 月開設予定である ③児童発達支援は、人材が整わず継続検討とした

◎ 重点課題

- ①社会福祉法の改正に伴い、定款変更・役員組織を再編した
②人材確保と育成 ホームページ・パンフレットを刷新し、さらに大手求人媒体を活用した。育成計画は継続課題である。

◎ 各事業所

○「デイセンターさくら草」と「デイセンターアトム」通所施設では、利用者の異動が少なく落ち着いていた。喀痰吸引の認定者を増やし医療的ケア体制の充実を期してきた。自閉症など障害の特性を理解した支援に努めてきた。施設開設に向け設計、異動職員・利用者希望、備品購入等本業と併せて多忙の中取り組んだ。

○放課後等デイサービス「キッズさくら草」は、定員枠の利用があり定着してきた。利用者対応も充実してきたが、マンパワーの体制固めが課題であった。児童発達支援事業については支援体制の充実を待つことにした。

○「サポートさくら草」「サポートゆず」「アシストさくら草」の居宅・移動支援事業所は、地域生活・社会参加支援の依頼が多いものの、ヘルパー不足から応えられないことが増えた。職員を増員したが、ヘルパーの確保等道半ばである。また運営体制の強化、法人内業務の平準化を進めていくためリーダー育成等進めてきた。

○「南区障害者生活支援センターあみ〜ご」は、相談件数増に人員配置が課題となった。重点課題として高齢・障害者世帯支援の強化と虐待等の権利擁護支援の強化に取り組んできた。「相談支援事業所あんず」の新規計画相談は落ち着いてきた。相談支援員を増員したことで迅速且つきめ細やか対応できた。

両事業所とも関係機関と連携し困難ケースに対応してきた。

○共同生活援助（グループホーム）は、職員の病欠等があり安定した支援体制が課題となった。喀痰吸引研修、新任研修等キャリアアップに関する研修派遣が進めた。

2 年目に入り、宿泊数が固まってきた。短期入所利用者増を徐々に進められた。

法人の理念「どんなに重い障がいがあっても地域で自分らしく暮らせるように支援」する。今年度も事業所連携を深め法人の運営体制を強化してきた。

２．部門一覧

（１）法人事務局

事業所名	法人事務局
所在地	埼玉県さいたま市南区大字太田窪字前 3501 番 2
電話番号	048-813-7426
F A X 番号	048-886-6301
職員数	法人事務局管理規程に定める

（２）デイセンターさくら草

事業所名	デイセンターさくら草
所在地	埼玉県さいたま市南区大字太田窪字前 3501 番 2
電話番号	048-813-7426
F A X 番号	048-886-6301
事業名	生活介護
職員数	デイセンターさくら草管理規程に定める

（３）デイセンターアトム

事業所名	アトム(主たる事業所)
所在地	さいたま市南区大字太田窪字前 3505 番 8
電話番号	048-811-2525
F A X 番号	048-883-3456
事業名	生活介護（多機能型）
職員数	デイセンターアトム管理規程に定める
事業所名	コスモス(従たる事業所)
電話番号	048-883-7795
F A X 番号	048-883-7797
事業名	生活介護（多機能型）
職員数	デイセンターアトム草管理規程に定める
事業所名	キッズさくら草
所在地	さいたま市南区大字太田窪字前 3505 番 8
電話番号	048-811-2525
F A X 番号	048-883-3456
事業名	放課後等デイサービス（多機能型）
職員数	キッズさくら草管理規程に定める

(4) サポートさくら草

事業所名	サポートさくら草
所在地	埼玉県さいたま市浦和区本太3丁目32番16号 No. 1 グリーンハウス
電話番号	048-885-9155
FAX番号	048-885-9155
事業名	障害福祉サービス事業、移動支援事業、さいたま市 障害児(者)生活サポート事業、福祉有償運送事業
職員数	サポートさくら草管理規程に定める

(5) サポートゆず

事業所名	サポートゆず
所在地	埼玉県さいたま市緑区東浦和一丁目8番地12 サンコート東浦和1階
電話番号	048-875-3536
FAX番号	048-875-3536
事業名	障害福祉サービス事業、移動支援事業、さいたま市 障害児(者)生活サポート事業、福祉有償運送事業
職員数	サポートゆず管理規程に定める

(6) アシストさくら草

事業所名	アシストさくら草
所在地	埼玉県さいたま市南区大字太田窪字前3501番2
電話番号	048-813-7426
FAX番号	048-886-6301
事業名	障害福祉サービス事業、移動支援事業、さいたま市 障害児(者)生活サポート事業、福祉有償運送事業
職員数	アシストさくら草管理規程に定める

(7) 障がい者生活支援センターあみ〜ご

事業所名	南区障害者生活支援センターあみ〜ご
所在地	埼玉県さいたま市南区白幡5丁目11番16号
電話番号	048-866-5098
FAX番号	048-866-5128
事業名	相談支援事業(南区障害者生活支援センター)
職員数	障がい者生活支援センターあみ〜ご管理規程に定 める

(8) 相談支援事業所あんず

事業所名	相談支援事業所あんず
所在地	埼玉県さいたま市緑区東浦和一丁目8番地12 サンコート東浦和204
電話番号	048-614-0790
FAX番号	048-614-0790
事業名	相談支援事業
職員数	相談支援事業所あんず管理規程に定める

(9) てんハウスぐりん

事業所名	てんハウスぐりん
所在地	埼玉県さいたま市浦和区本太3丁目17番12号
電話番号	048-615-0480
FAX番号	048-884-5277
事業名	共同生活援助事業
職員数	てんハウスぐりん管理規程に定める
事業所名	てんハウスぐりん
所在地	埼玉県さいたま市浦和区本太3丁目17番12号
電話番号	048-615-0480
FAX番号	048-884-5277
事業名	短期入所事業
職員数	てんハウスぐりん管理規程に定める

社会福祉法人さくら草

法人事務局 平成 28 年度事業報告

(1) 運営方針

法人事務局は、法人の業務を決定する理事会及び評議員会の運営と、その決定に基づく各種計画の策定、人事・財務等の管理事務を効率的かつ適切に処理するとともに、監事の行う監査事務を円滑に処理した。

各事業が円滑に運営されるよう事業所内及び事業所間の連携体制の充実に努めた。

運営方針の共有に努め、運営の健全性を保ち、運営基盤づくりに努めた。

法人の理念である「どんな重い障害があっても地域で自分らしく暮らせるよう」総合的な福祉サービスの整備に努めた。

(2) 運営の具体策

ア 理事会及び評議員会、評議員選任・解任委員会

(ア) 法人の事業計画、予算及び経営方針の決定等を行うため、理事会及び評議員会を開催した。

平成 28 年 5 月 21 日 理事会・評議員会

議案第 1 号 平成 27 年度事業報告について

議案第 2 号 平成 27 年度決算について

議案第 3 号 平成 28 年度大次補正予算について

平成 28 年 8 月 27 日 理事会・評議員会

議案第 1 号 アシストさくら草ストレッチャー及び専用浴槽購入（埼玉県共同募金会助成対象）に関する契約締結について

議案第 2 号 変形労働時間制における休日に関する就業規則変更について

議案第 3 号 平成 28 年度第 2 次補正予算について

平成 28 年 11 月 26 日 理事会・評議員会

議案第 1 号 社有車メンテナンス管理委託契約締結について

議案第 2 号 勤怠管理システム購入について

議案第 3 号 （仮称）川口さくら草送迎用車両（日本財団助成対象）購入について

議案第 4 号 サポートさくら草送迎用車両（日本財団助成対象）購入について

議案第 5 号 共同生活援助事業開始に関する合意書締結について

議案第 6 号 実地指導に伴う運営規定変更について

議案第 7 号 平成 28 年度第 3 次補正予算について

議案第 8 号 定款変更について

議案第 9 号 評議員選任・解任委員会運営細則制定について

議案第 10 号 評議員選任・解任委員会選任について

議案第 11 号 評議員選任候補の推薦について

平成 29 年 3 月 18 日 理事会・評議員会

議案第 1 号 自動車保険契約更新について

議案第 2 号 普通傷害保険契約更新について

議案第 3 号 デイセンターさくら草・デイセンターアトム給食業務委託契約更新について

議案第 4 号 てんハウスぐりん給食業務委託契約更新について

議案第 5 号 新定款施行に伴う定款施行細則変更について

議案第 6 号 新体制移行に伴う役員等費用弁償規定変更について

議案第 7 号 休憩時間改定等に伴う就業規則変更について

議案第 8 号 処遇改善手当改定等に伴う給与規定変更について

議案第 9 号 工賃支給方法変更に伴う諸規定変更及び制定について

議案第 10 号 デイセンターいぶき開設に伴う諸規定及び制定について

議案第 11 号 施設長等の任免について

議案第 12 号 平成 28 年度第 4 次補正予算について

議案第 13 号 平成 29 年度事業計画について

議案第 14 号 平成 29 年度当初予算について

議案第 15 号 役員候補の推薦について

平成 29 年 3 月 18 日 理事会

議案第 1 号 理事長職務代理者の指名について

(イ) 業務の執行状況及び会計処理の適正を期するため、監事監査を実施した。

平成 28 年 5 月 16 日 監事監査

(ウ) 「社会福祉法等の一部を改正する法律案」制定後の対応について検討した。

定款の変更を実施し、評議員選任委員会を開催した。

平成 29 年 3 月 9 日 評議員選任委員会

議題 1 号 評議員選任について

(エ) 障害福祉サービス事業所の実地指導を受けた。

平成 28 年 10 月 6 日 てんハウスぐりん 共同生活援助、短期入所

平成 29 年 1 月 4 日 デイセンターアトム・キッズさくら草 生活介護、放課後等デイサービス

平成 29 年 1 月 17 日 南区障害者生活支援センターあみ〜ご 相談支援

イ 本年度事業の取り組み

(ア) 職員の資質向上に努め、障害福祉サービス事業の発展・充実に努めた。

(イ) 児童発達支援事業（未就学児の療育相談等）の開設に向けて検討したが、児童指導員・機能訓練職員等の異動があり運営体制が整わず延期とした。

(ウ) 生活介護事業所「デイセンターいぶき」を平成 29 年 4 月に開設できた。

(エ) 共同生活援助事業所は、市の助成対象となり、平成 30 年 4 月開設に向けて取り組むことになった。

社会福祉法人さくら草

デイセンターさくら草
平成 28 年度事業報告

1. 事業の概要

事業の種類 生活介護

事業所名称 デイセンターさくら草

定員 40 名 (現員 ふたば班 21名 あんくじ班 25 名)

*平成 28 年度 利用者状況 別紙1参照

2. 事業方針

- (1) 生活介護単独事業として重度障がい者を対象に、日中活動を中心に地域生活を支援した。障害者総合支援法のもと、利用者ニーズに対応した支援計画に基づき、健康への配慮を行った。
軽作業や生きがい活動等きめ細かな支援を行うとともに、利用者・家族・関係機関と連携し、安全で質の高い福祉サービスの提供に努めた。
- (2) 研修等により職員の資質向上に努めた。

3. 事業目標

- (1) 地域において安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な方を対象に、食事・排泄等の介護や日常生活上の支援を提供し、併せて軽作業等の生産活動や創作活動の機会を提供した。これらを通じて、身体能力、日常生活能力の維持・向上を目指した。
- (2) 医療的ケアを要する利用者への支援体制を整えるため、介護職員による痰の吸引等の研修を受講させ、より安全な日常生活の充実に努めた。
- (3) 自傷他傷等行動障害をもつ利用者に対して、関係機関や臨床心理士等の専門家、研修の受講、本人家族を交えたケース検討等を行い支援の充実に努めた。
- (4) ヒヤリハット報告を職員間で共有するなど危機管理に務め、怪我・事故を未然に防ぐ様にした。

4. 事業内容

(1) 活動報告

利用者1人ひとりの意思及び人格を尊重し、個々の地域生活ニーズを考慮した個別支援計画のもと、充実した日中活動を支援した。

重度の知的障がい者、心身障がい者に、安全な環境と障がいの軽減を図る質の高い支援提供によって健康の維持と機能の向上に努め、生きがい活動や軽作業など日中活動への主体的な取り組みを支援した。

今年度の利用者数は46人でスタート。日中活動や仲間同士の交流等落ち着いて過ごせる一方で医療的ケアのある方が急な体調変化で亡くなる方がいた。

日々の支援の大切さや本人の思いを考えさせられた。

「ふたば班」は、主に重度心身障がいのある利用者が、個々の健康、体力、身体機能を考慮しながら健康プログラムを中心に本人の思いに寄り添いながら日々支援に当った。

「あんくじ班」では、アトリエ、資源回収などの作業を中心に行いながら、健康管理に留意し、仲間との生活から社会性を養い、地域との交流を深める活動を中心に行動障害のある方への支援の充実に努めた。

(2) 支援内容

①健康管理と医療的ケアの充実並びに障害への配慮

- ・看護師による健康管理。健康状態の把握に努めた。

利用者の家族・主治医・保健師との連携を密にとり、障がいの進行・疾病の予防に努めた。

- ・医療的ケアを看護師、職員が連携し適切に行いた。
- ・健康診断（年1回） ・歯科検診（往診や通院支援により各自）
- ・嘱託医相談（年2回） ・インフルエンザ予防接種（年1回）
- ・必要に応じて通院支援
- ・医療機関との連携
- ・静的弛緩誘導法を中心とした個々にあった健康プログラムを行い、生活に活かせる身体づくりに努めた。 毎月の静的弛緩誘導法訓練会に参加し、職員で共有し利用者支援を深めた。
- ・機能訓練を取入れた日課を提供した。

医療機関と連携しながら PT,OT,看護師、職員を中心に本人の持っている機能を活かしより充実した生活が送れる様に支援を進めた。

②軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供

- ・各自の体調や作業内容等に合わせ軽作業に取り組みをした。
- ・作業種は、陶芸、資源回収（空き缶、新聞紙、段ボール）、石鹼作業、創作活動、誕生日カード製作、広報誌封入等を行った。
- ・商品の開発、販売、営業にも力を入れた。
- ・創作活動や余暇活動によって自己表現の喜びを支援した。
- ・作業によって得た収益は、工賃として支払った。

③日常生活上の支援他

- ・残存機能を引き出し、自立を促す支援に努めた。
- ・仲間意識を高め、協調性を大切に生活した。
- ・ウォーキング等をはじめ、利用者に沿ったプログラムを行った。

④文化的活動

- ・音楽療法。音楽療法士を中心に行う。 音楽を通して、楽しく自己表現し、社会性を養う取り組みを行った。
- ・音楽交流会。音楽ボランティアや音楽家との音楽交流を行った。
- ・アロマセラピー。ボランティアが毎月各班を回りアロママッサージを行った。

⑤趣味の日

- ・利用者が楽しめる取り組みとして、お茶会、菓子づくり、おしゃれ、アロマなどを行った。

⑥外出活動

- ・利用者数名と昼食や買い物に行った。
- ・季節を味わう日課として近隣の散歩や班毎での外出を楽しんだ。
- ・他事業所と連携をとり、利用者の社会参加活動を進め、自立生活への知識と経験を養う機会を作った。

(3) 日課

概ね下記の通りであるが、班毎、個別支援計画による日課を行った。

通 所	9:30 ～ 10:00
午前活動	10:00 ～ 12:00
昼食・休憩	12:00 ～ 13:30
午後活動	13:30 ～ 15:00
降 所	15:00 ～ 15:30

(4) 各種サービス

① 送迎サービス

移動が困難な利用者に対して、通所の利便を図った。

② 入浴サービス

自宅での入浴が困難な利用者に、他事業所と連携し必要性に応じて支援を行った。

③ 昼食サービス

栄養・嗜好や嚥下障がい等に配慮された、こころのこもった手作りの食事提供に努め。実施にあたり、給食会議で委託業者と、嗜好、食物形態、献立(アレルギーの有無)、食器等について話し合い、利用者にとって安全且つ健康に考慮された食事を提供した。

5. 運営管理

(1) 職員の員数 生活支援員29人、看護師4人、理学療法士1人

栄養士 1 人

(2) 会議の開催

[会議の種類]	[開催数]	[内容]
① 管理者会議	月 1 回	事業所間の連絡、報告等の連携
② 職員会議	月 1 回	行事、班会議報告、個別支援等
③ 班会議(含ゆう職員)	月 1 回	個別支援、活動内容等
＊ ゆう職員打合せ	月 1 回	有期契約職員への行事、班会議報告、個別支援等の伝達等
④ 班長・主任会議	月 1 回	事業計画、事業方針等
⑤ 給食会議	月 1 回	献立、食物形態等
⑥ 安全委員会	隔月	医療的ケアの安全を確認する
⑦ 各係会議	随時	

(3) 職員研修

・職務を通しての指導、経験年数や役割に応じた新任、中堅、指導的職員研修への派遣を行った。

- ・専門職としての研修や業務上必要な研修に随時派遣した。
- ・自己啓発研修への支援を行った。
- ・キャリアアップ確認表を作成、活用し、職員のスキルアップを図った。

6. 地域生活及び関係機関との連携

(1) 家庭及びグループホームとの連携

利用者ニーズの把握、事業所との相互理解、効果的な支援を行うため連絡帳による日々の連携、施設からの諸連絡、保護者会と連携した諸行事、保護者会の開催(毎月)、個別面談によって連携を図った。

(2) 他の事業所と連携し、地域生活の充実を図った。

(3) 嘱託医 辻医院

協力医院 埼玉協同病院

(4) ボランティア・実習生の受け入れ

- ・地域の方々を受け入れ、交流を深めた。
- ・大学生・専門学校学生を受け入れ、障がい者理解を進めた。
- ・ボランティアスクールの受け入れ、その他実習生を受け入れることによって、地域福祉事業所として社会貢献を行った。

(5) 広報

- ・広く一般の方達に、デイセンターさくら草の活動を通して福祉理解を促す機会にした。
- ・年4回発行した。

7. 安全管理

防災計画

防災に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行った。管理者の指揮のもと、消火、連絡、救助等担当を決め、非常災害訓練を年2回実施。また、地域住民と話し合い連携した防災対策を講じた。
見直された防災マニュアルに沿って備蓄品を揃え災害時に備えた。

8. 苦情解決

利用者やご家族、および市民等からの苦情申し入れに対しては、苦情受付担当者が誠実に対応し、解決を図った。

9. 資金計画

別紙収支予算内訳書のとおり

社会福祉法人さくら草

デイセンターアトム
平成 28 年度事業報告

1. 事業の概要

事業の種類	多機能型事業所(生活介護、放課後等デイサービス)
事業所名称	デイセンターアトム(主たる事業所アトム・キッズさくら草、 従たる事業所コスモス)
定員 35 名	生活介護 36 名 (現員 アトム 15 名 コスモス 21 名) 放課後等デイサービス 5 名 (現員 16 名)

*平成 28 年度 利用者状況 別紙1参照

2. 事業方針

(生活介護)

重度障がい者を対象に、日中活動を中心に地域生活を支援した。障害者総合支援法のもと、利用者ニーズに対応した支援計画に基づき、健康への配慮、軽作業や生きがい活動等きめ細かな支援を行うとともに、利用者・家族・関係機関と連携し、安全で質の高い福祉サービスの提供に努めた。

(放課後等デイサービス)

児童福祉法に基づき重症心身障害児を対象に、放課後等に生活能力の向上の為に必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を、家族・関係機関と連携し、適切な療育提供に努めた。

3. 事業目標

- (1) 地域において安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な方を対象に、食事・排泄等の介護や日常生活上の支援を提供し、併せて軽作業等の生産活動や創作活動の機会を提供し、これらを通じて、身体能力、日常生活能力の維持・向上を目指した。
- (2) 医療的ケアを要する利用者への支援体制を整えるため、介護職員による痰の吸引等の研修機会を設け、支援体制の強化を図った。
- (3) 自傷他傷等行動障害をもつ利用者に対して、関係機関や臨床心理士等の専門家、本人家族を交えたケース検討等を行い支援の充実に努めた。
- (4) ヒヤリハット報告を職員間で共有するなど危機管理に務め、怪我・事故が無いように努めた。

4. 事業内容

(1) 活動方針

(生活介護)

今年度は、37名の利用者であったが年度中、1名退所(引っ越し)のため36名となった。

利用者1人ひとりの意思及び人格を尊重し、個々の地域生活ニーズを考慮した個別支援計画のもと、充実した日中活動を支援した。

重度の知的障がい者、心身障がい者に、安全な環境と障がいの軽減を図る質の高い支援提供によって健康の維持と機能の向上に努め、生きがい活動や軽作業など日中活動への主体的な取り組みを支援し、地域の中で充実した活動ができるよう努めた。

また、放課後等デイサービスは、今後児童発達支援事業の併設を計画し、その準備に取り掛かる。

主たる事業所のアトム班は、アトリエ、資源回収などの作業を中心に行いながら、体調管理に留意し、仲間との生活から社会性を養い、地域との交流を深める活動を行った。

従たる事業所のコスモス班は、主に重度心身障がいのある利用者に、個々の健康、体力、身体機能を考慮しながら、健康プログラムやPTを行った。仲間、他班との連携、協調した生活や生きがい活動を行った。

(放課後等デイサービス)

キッズさくら草では、看護師のもと医療的ケアや体調管理に配慮し、個々の状態に合わせPT等の訓練を行う機会を設けた。静的弛緩誘導法を中心に健康プログラムの機会を設けた。また、音楽、創作、レクなど本人の楽しみとなる活動を通し仲間との交流に繋げた。併せて生活能力の向上、地域との交流を図れるよう努めた。

(2) 支援内容

(生活介護)

① 健康管理と医療的ケアの充実並びに障害への配慮

- ・ 看護師による健康管理。健康状態の把握に努めた。
利用者の家族・主治医・訪問看護との連携を密にとり、障害の進行・疾病の予防に努めた。
- ・ 医療的ケアを看護師、職員が連携し適切に行った。
- ・ 健康診断（年1回）
- ・ 嘱託医相談（年2回）
- ・ インフルエンザ予防接種（年1回）
- ・ 歯科検診（往診や通院支援により各自）
- ・ 必要に応じた通院支援
- ・ 医療機関との連携
- ・ 静的弛緩誘導法やPTなど、個々にあった健康プログラムを行い、生活に活かせる身体づくりに努めた。毎月の静的弛緩誘導法訓練会に参加し、職員で共有し利用者支援を深めた。

② 軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供

- ・ 各自の体調や作業内容等に合わせ軽作業に取り組んだ。
- ・ 作業種は、陶芸、資源回収（空き缶、新聞紙、段ボール）、石鹸作業、髪留め、ペットボトルリサイクル、創作、広報誌封入、送迎車の掃除等を行った。
- ・ 商品の開発、販売、営業活動を行なったが具体的には進まず、次年度への課題となった。
- ・ 創作活動や余暇活動によって自己表現の喜びを支援した。創作活動の外への発信は模索中である。次年度も引き続き探していく。
- ・ 作業によって得た収益は、工賃として支払った。

③ 日常生活上の支援他

- ・ 残存機能を引き出し、自立を促す支援に努めた。
- ・ 仲間意識を高め、協調性を大切に生活した。
- ・ ウォーキング等をはじめ、利用者に沿ったプログラムを行った。

④ 文化的活動

- ・ 音楽療法。音楽療法士を中心に、午前の部(アトム)、午後の部(さくら草)と分かれて行った。音楽を通して、楽しく自己表現し、社会性を養う取り組みを行った。
- ・ 音楽交流会。音楽ボランティア等との音楽交流を行った。
- ・ アロマセラピー。ボランティアが毎月各班を回りアロママッサージを行った。

⑤ 趣味の日

- ・ 利用者が楽しめる取り組みとして、お茶会、菓子づくり、おしゃれ、アロマなどを行った。

⑥ 外出活動

- ・ 半日ツアー 利用者数名と昼食や買い物に出かけた。
- ・ 季節を味わう外出として近隣の公園へ毎月出かけ、集合写真を撮影した。
- ・ 他事業所と連携をとり、利用者の社会参加活動を進め、自立生活への知識と経験を養う機会を設けた。

⑦ みんなの日:利用者主体を目的にし、日課を組む取り組みとして利用者会議を持ち、全員で1つのことを決めて頑張る日とした。

(放課後等デイサービス)

① 健康管理と医療的ケアの充実並びに障がいへの配慮

- ・ 看護師を中心とした健康管理。健康状態の把握に努めた。
利用者の家族・学校・主治医・保健師との連携を密にとり、障がいの進行・疾病の予防に努めた。
- ・ 医療的ケアを看護師、職員が連携し適切に行った。
- ・ 必要に応じて通院支援を行なった。
- ・ 医療機関との連携を行なった。
- ・ 嘱託医相談

② 音楽活動や創作活動、レク活動の機会の提供

- ・ 創作活動や音楽活動によって自己表現の喜びを支援した。

③ 日常生活上の支援他

- ・ PT等の時間を設け、残存機能を引き出し、自立を促す支援に努めた。

④ 外出活動

- ・ 近隣を散歩する事で、季節を楽しむ機会を設けた。
- ・ 地域の店へ買い物へ出かける事で社会参加活動を体験し、自立生活への意欲を高める機会を設けた。

(3) 日課

(生活介護)

概ね下記の通りであるが、班毎、個別支援計画による日課とした。

通 所	9:30 ～ 10:00
午前活動	10:00 ～ 12:00
昼食・休憩	12:00 ～ 13:30
午後活動	13:30 ～ 15:00

降 所 15:00 ～ 15:30
(放課後等デイサービス)

〈通 常〉

学校迎え 放課後 ～
活 動 13:00 ～ 17:00
自宅送り 17:00 ～ 18:00

〈早帰り時 ・ 休業日〉

迎え・通所 ～ 11:00
活 動 11:00 ～ 17:00
昼 食 11:30 ～ 13:00
活 動 13:00 ～ 17:00
自宅送り・迎え 17:00 ～ 18:00

※土、日、祝日は休業

(4) 各種サービス

① 送迎サービス(共通)

移動が困難な利用者に対して、通所の利便を図るために行った。

② 入浴サービス (生活介護のみ)

自宅での入浴が困難な利用者に、必要性に応じて行った。

③ 昼食サービス (生活介護のみ)

栄養・嗜好や嚥下障がい等に配慮されたところのこもった手作りの食事提供に努めた。実施にあたり、給食会議で委託業者と、嗜好、食物形態、献立、食器等について話し合い、利用者にとって安全且つ健康に考慮された食事を提供した。

5. 運営管理

(生活介護)

(1) 職員の員数 生活支援員30人、看護師 3 人、理学療法士 1 人

(2) 会議の開催

[会議の種類]	[開催数]	[内容]
① 管理者会議	月 1 回	事業所間の連絡、報告等の連携
② 職員会議	月 1 回	行事、班会議報告、個別支援等
③ 班会議(含ゆう職員)	月 1 回	個別支援計画の周知、活動内容等
＊ ゆう職員打合せ	月 1 回	有期契約職員への行事、班会議報告、個別支援等の伝達等
④ 班長・主任会議	隔月	事業計画、事業方針等
⑤ 給食会議	月 1 回	献立、食物形態等
⑥ 安全委員会	隔月	医療的ケアの安全を確認
⑦ 各係会議	随時	
⑧ スタッフ会議	毎週初め	1週間の予定確認。情報の共有
⑨ 幹部職員会議	3か月に1回	事業所間の連携、法人の発展

(3) 職員研修

- ・職務を通しての指導、経験年数や役割に応じた新任、中堅、指導的職員研修への派遣を行った。
- ・専門職としての研修や業務上必要な研修に随時派遣した。
- ・自己啓発研修への支援を行った。
- ・キャリアアップ確認表を活用し、職員のスキルアップを図った。

(放課後等デイサービス)

- (1) 職員の員数 児童発達支援管理責任者 1 人、児童指導員 4 人、機能訓練担当職員1人、看護師2人
- (2) 職員会議の開催 (月1回)
 デイセンターアトム 班長・主任会議、安全委員会等会議に参加し連携を図った。
- (3) 職員研修
 - ・専門職としての研修や業務上必要な研修に随時派遣した。
 - ・自己啓発研修への支援を行った。
 - ・キャリアアップ確認表を活用し、職員のスキルアップを図った。

6. 地域生活及び関係機関との連携

- (1) 家庭及びグループホームとの連携
(生活介護)

利用者ニーズの把握、事業所との相互理解、効果的な支援を行うため連絡帳による日々の連携、施設からの諸連絡、保護者会と連携した諸行事、保護者会の開催(毎月)、個別面談によって連携を図った。

(放課後等デイサービス)

利用者ニーズの把握、事業所や学校との相互理解、効果的な支援を行うため連絡帳による日々の連携を図った。

- (2) 他の事業所と連携し、地域生活の充実を図った。
- (3) 嘱託医 辻医院
 協力医院 埼玉協同病院
- (4) ボランティア・実習生の受け入れ
 - ・地域の方々を受け入れ、交流を深めようと努めた。
 - ・大学生・専門学校学生を受け入れ、障がい者理解を学んでもらえるよう支援した。
 - ・ボランティアスクールの受け入れ、その他実習生を受け入れることによって、地域福祉事業所として社会貢献を行った。
- (5) 広報
 - ・広く一般の方達に、活動を広報することを通し福祉理解を促す機会とした。
 - ・年4回発行した。

7. 安全管理

- (1) 非常災害対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行った。

管理者の指揮のもと、消火、連絡、救助等担当を決め、非常災害訓練を年2回実施した。
見直された防災マニュアルに沿って備蓄品を揃え災害時に備えた。

(2) 緊急時等の対応

利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに掛かりつけ病院に連絡する等の救急対応の措置を講じることを常とした。

(3) 虐待の防止のための措置に関する事項

利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じた。

- ① 虐待の防止に関する責任者を選定 市川知任（施設長）
- ② 成年後見制度の利用支援

8. 苦情解決

利用者やご家族、および市民等からの苦情申し入れに対しては、苦情受付担当者が誠実に対応し、解決を図った。

9. 資金計画

別紙収支予算内訳書のとおり

社会福祉法人さくら草

サポートさくら草 平成 28 年度事業報告

1. 事業の概要

- (1) 障害福祉サービス事業
- (2) 移動支援事業
- (3) さいたま市障害児（者）生活サポート事業
- (4) 福祉有償運送事業
- (5) さいたま市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業

*平成 28 年度 事業実績 別紙2参照

2. 事業方針

どんな重い障がいがあっても同世代の人が享受する活動ができるよう社会参加を支援した。家庭介護者の病気、冠婚葬祭など緊急時に対応することによって安定したいつもの生活が続けられるように支援した。

3. 事業目標

- (1) 重度心身障がい児・者の地域生活を障害福祉サービス事業、移動支援事業等を活用し、地域生活における緊急時対応や社会参加・自立生活支援など多様なニーズに対し総合的に支援を行った。
- (2) 障害者総合支援法のもと、利用者・家族・関係機関と連携し、安全で質の高い福祉サービスの提供に努めた。
- (3) 職員の資質向上に努め、支援体制の充実に努めた。

4. 事業内容

(1) 事業所の営業日・時間及びヘルパー派遣時間

- ・営業日：月曜日から金曜日。ただし、12月30日から1月3日までと、8月13日から15日までと、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日を除く。
- ・営業時間：午前10時から午後7時
- ・ヘルパー派遣日：365日
- ・ヘルパー派遣時間：24時間

(2) 事業

①障害福祉サービス事業

利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切に行った。

また行動援護事業によって、知的障害による認知の偏りや危険等の判断の弱さから、行動上著しい困難を示す者に対し適切な支援を行った。

②移動支援事業

1人ひとりの利用者に対し人としての尊厳を守り、外出時における移動及び移動時の介護を行なった。

③福祉有償運送事業

利用者が移動する際に十分に対応できるよう、当該利用者のニーズに応じて、福祉有償運送を適切に行った。

(3) 通常事業の実施地域

- ・さいたま市

(4) 緊急時の対応

サービスの提供を行っているときに、利用者の病状に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関へ連絡する等の措置を講じた。

(5) 苦情解決

提供したサービスに関する利用者からの苦情は、苦情解決体制を整え、解決に向けて適切な措置を講じた。

5. 運営管理

(1) 職員の種類・員数

事務職員 3 人、介護職員 6 人、その他の従事者 55 人

(2) 会議の開催

- ・職員会議 月 1 回
- ・ヘルパー会議 年 3 回
- ・経営会議参加 年 4 回

(3) 職員研修

- ・採用時研修：採用後 3 ヶ月以内
- ・継続研修：年 2 回以上
- ・安全運転研修：随時

6. 地域生活及び関係機関との連携

(1) 他の事業所と連携し、地域生活の充実をはかった。

(2) 広報

- ・広く一般の方達に広報活動を通して福祉理解を促す機会とした。
- ・年 4 回発行した。

7. 安全管理

(1) 災害・緊急時の対策

利用者、職員の安全に配慮し運営に努めた。救命救急法等防災訓練を行った。

利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに掛かりつけ病院に連絡する等の救急対応の措置を講じた。

(2) 虐待の防止のための措置に関する事項

利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じた。

① 虐待の防止に関する責任者の選定

② 成年後見制度の利用支援

8. 苦情解決

利用者やご家族、および市民等からの苦情申し入れに対しては、苦情受付担当者が誠実に対応し、解決を図った。

9. 資金計画

- ・別紙収支予算内訳書のとおり

社会福祉法人さくら草

サポートゆず
平成 28 年度事業報告

1. 事業の概要

- (1) 障害福祉サービス事業
- (2) 移動支援事業
- (3) さいたま市障害児（者）生活サポート事業
- (4) 福祉有償運送事業
- (5) さいたま市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業

*平成 28 年度 事業実績 別紙2参照

2. 事業方針

どんな重い障がいがあっても同世代の人が享受する活動ができるよう社会参加を支援した。家庭介護者の病気、冠婚葬祭など緊急時に対応することによって安定したいつもの生活が続けられるように支援した。

3. 事業目標

- (1) 知的障がい児・者の地域生活を障害福祉サービス事業、移動支援事業等を活用し、地域生活における緊急時対応や社会参加・自立生活支援など多様なニーズに対し総合的に支援を行った。
- (2) 障害者総合支援法のもと、利用者・家族・関係機関と連携し、安全で質の高い福祉サービスの提供に努めた。
- (3) 職員の資質向上に努め、支援体制の充実に努めた。

4. 事業内容

- (1) 事業所の営業日・時間及びヘルパー派遣時間
 - ・営業日：月曜日から金曜日。ただし、12月30日から1月3日までと、8月13日から15日までと、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日を除く。
 - ・営業時間：午前10時から午後7時
 - ・ヘルパー派遣日：365日
 - ・ヘルパー派遣時間：24時間

(2) 事業

①障害福祉サービス事業

利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切に行った。

また行動援護事業によって、知的障害による認知の偏りや危険等の判断の弱さから、行動上著しい困難を示す者に対し適切な支援を行った。

②移動支援事業

1人ひとりの利用者に対し人としての尊厳を守り、外出時における移動及び移動時の介護を行なった。

③福祉有償運送事業

利用者が移動する際に十分に対応できるよう、当該利用者のニーズに応じて、福祉有償運送を適切に行なった。

(3) 通常事業の実施地域

- ・さいたま市

(4) 緊急時の対応

サービスの提供を行っているときに、利用者の病状に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関へ連絡する等の措置を講じた。

(5) 苦情解決

提供したサービスに関する利用者からの苦情は、苦情解決体制を整え、解決に向けて適切な措置を講じた。

5. 運営管理

(1) 職員の種類・員数

事務職員 3 人、介護職員 6 人、その他の従事者 45 人

(2) 会議の開催

- ・職員会議 月 2 回
- ・ヘルパー会議 年 3 回
- ・経営会議参加 年 4 回

(3) 職員研修

- ・採用時研修：採用後 3 ヶ月以内
- ・継続研修：年 2 回以上
- ・安全運転研修：随時

6. 地域生活及び関係機関との連携

(1) 他の事業所と連携し、地域生活の充実を図った。

(2) 広報

- ・広く一般の方達に広報活動を通して福祉理解を促す機会とした。
- ・年 4 回発行した。

7. 安全管理

(1) 災害・緊急時の対策

利用者、職員の安全に配慮し運営に努める。救命救急法等防災訓練を行った。

利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに掛かりつけ病院に連絡する等の救急対応の措置を講じた。

(2) 虐待の防止のための措置に関する事項

利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じた。

- ① 虐待の防止に関する責任者の選定
- ② 成年後見制度の利用支援

8. 苦情解決

利用者やご家族、および市民等からの苦情申し入れに対しては、苦情受付担当者が誠実に対応し、解決を図った。

9. 資金計画

- ・別紙収支予算内訳書のとおり

社会福祉法人さくら草

アシストさくら草 平成 28 年度事業報告

1. 事業の概要

- (1) 障害福祉サービス事業
- (2) 移動支援事業
- (3) さいたま市障害児（者）生活サポート事業
- (4) 福祉有償運送事業
- (5) さいたま市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業

＊平成 28 年度 事業実績 別紙2参照

2. 事業方針

どんな重い障がいがあっても同世代の人が享受する活動ができるよう社会参加を支援した。家庭介護者の病気、冠婚葬祭など緊急時に対応することによって地域で安定したいつもの生活が続けられるように支援した。

3. 事業目標

(1) デイセンターさくら草利用者が主たる支援対象であるが、幼児及び就学児の希望が増えてきた。その対象者に障害福祉サービス事業、移動支援事業等を活用し、緊急時対応や社会参加・自立生活支援など多様な地域生活ニーズを総合的に支援した。

(2) 障害者総合支援法のもと、利用者・家族・関係機関と連携し、安全で質の高い福祉サービスの提供に努めた。

(3) 職員の資質向上に努め、支援体制の充実に努めた。

4. 事業内容

(1) 事業所の営業日・時間及びヘルパー派遣時間

・営業日：月曜日から金曜日。ただし、12 月 30 日から 1 月 3 日までと、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律 178 号）に規定する休日を除く。

・営業時間：午前 9 時から午後 6 時

・ヘルパー派遣日：365 日

・ヘルパー派遣時間：24 時間

(2) 事業

①障害福祉サービス事業

利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる居宅介護あるいは重度訪問介護を適切に行なった。

また行動援護事業によって、知的障害による認知の偏りや危険等の判断の弱さから、行動上著しい困難を示す者に対し適切な支援を行なった。

③ 動支援事業

1人ひとりの利用者に対し人としての尊厳を守り、本人の意思を尊重しながら外出時における移動及び移動時の介護を行なった。

④ 祉有償運送事業

利用者が車両での移動を希望した際に、安全に移動できるよう適切に福祉有償運送を行なった。

(3) 通常事業の実施地域

・さいたま市・川口市・志木市・宮代町

(4) 緊急時の対応

サービスの提供を行っているときに、利用者の病状に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関へ連絡し受診する等の措置を講じた。

(5) 苦情解決

提供したサービスに関する利用者からの苦情は、苦情解決体制を整え、速やかに解決に解決できるよう適切な措置を講じた。

5. 運営管理

(1) 職員の種類・員数

事務職員 2 人、介護職員 4 人、その他の従事者 60 人

(2) 会議の開催

- ・職員会議 毎月
- ・安全委員会 隔月
- ・ヘルパー会議 年 3 回
- ・経営会議参加 年 4 回

(3) 職員研修

- ・採用時研修：採用後 3 ヶ月以内
- ・継続研修：年 2 回以上
- ・安全運転研修：随時

6. 地域生活及び関係機関との連携

(1) 他の事業所と連携し、利用者の地域生活の充実をはかった。

(2) 広報

- ・広く一般の方達に広報活動を通して福祉理解を促す機会とした。
- ・年 4 回発行した。

7. 安全管理

(1) 災害・緊急時の対策

利用者、職員の安全に配慮し運営に努める。救命救急法等防災訓練を行った。

利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに掛かりつけ病院に連絡する等の救急対応の措置を講じた。

(2) 虐待の防止のための措置に関する事項

利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を

講じるものとした。

- ① 虐待の防止に関する責任者の選定
- ② 成年後見制度の利用支援

8. 苦情解決

利用者やご家族、および市民等からの苦情申し入れに対しては、苦情受付担当者が誠実に対応し、解決を図ってきた。

9. 資金計画

- ・別紙収支予算内訳書のとおり

社会福祉法人さくら草

南区障がい者生活支援センターあみへご 平成 28 年度事業報告

1. 事業の概要

- 1) 南区障害者生活支援センター(全障害対応)運営業務
- 2) 指定特定相談事業
計画相談支援（サービス利用支援、継続サービス利用支援）、基本相談支援
- 3) 指定一般相談事業
地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）、基本相談支援

平成 28 年度は相談者実人数が 490 名、昨年度と比較すると横ばいであった。1 名の職員が平均 130 名程度の相談者を担当しており、十分な人員配置は継続課題となっている。

障害別の内訳、年齢分布、所属状況なども昨年度と大きな変化は見られなかった。計画相談の始まる平成 24 年度まで 60%程度であった在宅の割合は年々減少し、今年度は 36%にとどまっている。その中には、高齢・障害者世帯や母子ともに障害のある世帯など、支援の必要度が高いにもかかわらずサービスにも繋がらず、地域の中で孤立しているケースが多い。高齢・障害・児童など複数の支援機関で連携を図りながら支援を行っていった。

計画相談支援は 248 名のサービス等利用計画を作成し、利用者のニーズを中心に、適切に障害福祉サービス等が提供されるよう支援した。課題発見や世帯全体の把握、サービスのコーディネートに繋がっている。

＊南区障害者生活支援センター事業実施状況報告書 別紙 3 参照

2. 運営方針

- 1) 身体障害、知的障害、精神障害、難病、発達障害、高次脳機能障害など、障害の種類や程度に関わらず、支援を要する障害者が、権利の主体として安心して地域で暮らしていけるよう支援した。
- 2) 相談及び支援の実施に当たっては、医療・福祉・就労・教育等の各関係機関と緊密な連携を保ち、支援体制の総合的な調整を行った。
- 3) 前項の方針を達成するため、サービス調整会議に参加し、総合的な調整を必要とする事例について関係者で検討を行い、具体的な支援計画の策定及び総合的なサービス調整等を行った。

3. 運営目標

- 1) 専門相談窓口として、障害者やその家族等、及び各関係機関からの相談に応じ、障害者が地域で安心して豊かに暮らしていけるよう、支援を行った。
- 2) 障害者を権利の主体と認識し、その権利を尊重し、それぞれの障害に対する理解を深めて支援を行った。
- 3) サービス等利用計画の作成を行い、障害福祉サービス等が総合的かつ効果的に提供

されるよう支援した。

- 4) 市のプライバシーポリシーに則り、十分に注意して個人情報を取り扱った。
- 5) 公益性に配慮し、多くの機関・支援者とつながりながら偏りのない支援を行った。
- 6) 以上1)～5)に努めつつ障害者を中心にすえた支援を行った。

4. 重点的な取り組み

1) 高齢・障害者世帯支援の強化

①本人が障害者

②同居する家族が 75 歳以上、かつ要支援状態(認知症、精神障害、身体障害等により日常生活に困難を伴う)にある高齢者

上記で世帯構成されたケースは 12 名。本人の平均年齢は 52 歳、家族の平均年齢は 84 歳であった。障害種別では知的障害が最も多く 8 名、精神障害が 5 名、身体障害が 3 名、そのうち重複障害が 4 名とばらつきが見られた。家族状況は認知症 7 名、身体障害・疾患 3 名、精神障害 2 名。互いに介護や支援が必要な中で、気持ちの上でも懸命に支え合っており、それぞれに何か不測の事態が起きた場合には生活が立ち行かなくなることが見込まれた。

いずれの世帯も、本人・家族だけで長期に渡り問題を抱え込んできたという共通点があった。中には何十年も外出が出来ず、自宅に籠って生活されてきた方もいる。その要因には、時代背景や社会資源不足、本人の障害特性、家族間の密着などさまざまな課題が複雑に絡み合っている。他人に相談すること、支援を受けることに抵抗や申し訳なさを抱えているケースや、相談はしてきたが支援に繋がらずに来たケースも多い。

このような高齢・障害者世帯への支援として、抱え込まざるを得なかった背景を理解することから開始し、世帯全体の把握に努めた。安易に分離という手段だけを検討するのではなく、まずは支援センター職員の訪問に慣れてもらう、段階的にヘルパーや往診、通所に繋ぐなど、安心感を得ながら支援者を増やしていく取り組みを行った。また障害・高齢の分野を越えて包括的なケア会議を行うなどし、不測の事態に備えた支援体制の確認や、ネットワーク作りを進めた。

また、地域支援会議や高齢者生活支援推進会議、南区医療と介護・福祉の連携研修会等に参加し、高齢関係・地域の支援機関とのネットワーク作りや情報収集に努めた。

2) 権利擁護支援の強化

虐待対応として、新規 3 名、継続 5 名、計 8 名の支援を行った。

被虐待者のうち、5 名が 18 歳未満の児童。虐待種別はすべて養護者からのネグレクトであった。いずれも養護者自身も障害や病気を抱えていたり、一人親であったりと、世帯全体で支えていく必要があるという点が特徴的であった。

そのため虐待の背景には、愛情は持っているがどのように関われば良いかわからない、

家事を行う手順や段取りがわからない、経済的・時間的余裕がないなどの要因が多く見られた。

本人の安心・安全が保障されることを最優先し、支援課と協議しながら対応に当たった。また虐待の事象そのものだけでなく、その背景を紐解いて理解し、養護者に対しても丁寧に向き合い支援を行った。

連携支援として支援課、児童相談所、教育機関、障害福祉サービス事業所等とチームを組んで支援会議を行い、課題の整理や支援方法、役割分担など検討し、虐待対応にあたった。

また職員の虐待対応における力量向上にも努めた。虐待防止・権利擁護基礎研修、実践研修等に積極的に参加し、虐待防止法や構造の理解、事例検討をベースとした対応のポイントや見立て方と支援方法等について学んだ。

5. 事業内容

- 1) 営業日及び時間 : 月曜日～金曜日 8:30～17:30 (祭日を除く)
職員打ち合わせ : 月曜日～金曜日 8:30～9:00 (祭日を除く)
相談受付日及び時間 : 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祭日を除く)
ケース会議: 隔週金曜午前 (祭日を除く)
職員会議: 第3木曜日 17:00～

2) 活動内容

- (1) それぞれの障害特性を踏まえた必要な支援を行った。
 - ① 障害者やその家族等及び各関係機関からの日常生活に関する相談支援
 - ② 障害福祉サービスやその他の社会資源等に関する、情報提供及び利用の援助
 - ③ 居場所・交流の場の提供(憩いの場、おもちゃ図書館)
 - ④ 個別支援計画の作成
 - ⑤ 差別と虐待に関する相談支援、助言、指導、あっせん等
 - ⑥ 成年後見制度の利用に関する支援
 - ⑦ 入居及び居住に関する支援
 - ⑧ その他、障害者やその家族等の生活に必要な支援
- (2) 障害者の状況に応じた柔軟な形態での支援を行った。
 - ① 電話相談、来所相談、訪問相談、同行支援、直接支援等
- (3) 各機関との連携協力を行った。
 - ① 随時の各関係機関と緊密な連携及び、支援体制の総合的な調整
 - ② 定例サービス調整会議(毎月第4木曜・9:30-)
 - ③ 個別サービス調整会議(必要に応じ随時)
 - ④ 個別移行支援会議への参加
- (4) 孤立の防止のためのイベントを実施した。
 - ① 障害種別や手帳やサービスの利用の有無、年齢などに関わらず参加できるイベント(ランチ会)を企画・実施し、孤立の防止及び仲間作りの支援を行った。
- (5) 地域に障害者の理解と支援を広げ、潜在的なニーズを掘り起こした。

- ① パンフレットや広報誌の作成、配布
- ② ホームページの整備
- ③ 地域の自治会、お祭り等への協力
- (6) 職員の力量向上に取り組んだ。
 - ① 面接・記録技術の向上
 - ② 各種研修会への参加
- (7) 障害者およびその家族の、地域生活を送る上での制度上の課題を把握、検討した。
 - ① さいたま市コーディネーター連絡会議への参加など
- (8) 障害者を中心に据えた、地域ネットワーク作りを進めた。
 - ① さいたま市コーディネーター連絡会議及び各委員会への参加
 - ② さいたま市南区精神保健福祉連絡会議(みなみかぜ)への参加
 - ③ さいたま市精神障害者地域ネットワーク連絡会への参加
 - ④ 地域移行・定着支援連絡会議への参加
 - ⑤ 発達障害者支援連絡協議会への参加
 - ⑥ 埼玉県発達障害者福祉協会相談支援部会への参加
- (9) 高齢分野との連携を深め、高齢・障害者世帯の支援のためのネットワークづくりを行った。
 - ① さいたま市南区東部圏域地域支援会議への参加
 - ② さいたま市南区東部圏域高齢者生活支援推進会議への参加
- (10) 地域の相談支援体制を整備した。
 - ① 南区相談支援連絡会への参加
 - ② 相談支援事業所に対する助言、指導、技術的援助

6. 運営管理

1) 職員の員数

管理者 1 名、相談支援専門員 4 名、精神保健福祉士 1 名

2) 会議の開催

- (1) 職員会議 月 1 回
- (2) ケース検討会議 隔週

3) 職員研修

- (1) 適宜、各種研修に参加した。

7. 安全管理

- 1) 利用者、職員の安全に配慮した防災管理や防災設備を整えた。併せて各機関との連携を深め安全に配慮した運営に努めた。
- 2) 防災対策委員会及び防災訓練を行った。
- 3) 連携機関名
 - (1) 武蔵浦和駅前交番 南区别所 7 丁目 13 番 5 号 TEL 048-865-3196
 - (2) さいたま市南消防署 埼玉県さいたま市南区根岸 3-10-7 TEL 048-861-0119
 - (3) 小原クリニック TEL 048-883-5860

- (4) 辻医院 TEL 048-862-3830
- (5) 保健所 TEL 048-840-2223
- (6) ALSOK TEL 048-825-5200

8. 苦情解決

- 1) 利用者やご家族、および市民等からの苦情申し入れに対しては、苦情受付担当者が誠実に対応し、解決を図った。
- 2) 苦情対応規程に準じて行った。

9. 資金計画

- ・別紙収支予算内訳書のとおり

社会福祉法人さくら草

相談支援事業所あんず
平成 28 年度事業報告

1. 事業の概要

1) 特定相談事業

ア サービス等利用計画の作成

イ モニタリングの実施 等

2) 障害児相談支援

ア サービス等利用計画の作成

イ モニタリングの実施 等

*相談支援事業所あんず事業実績表 別紙 4 参照

2. 事業の方針

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援及び障害児相談支援を、社会福祉法人さくら草各事業所を利用する為の福祉サービス支給決定が利用者の意思及び人格を尊重し適切に行った。

3. 運営方針

相談支援を利用する障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者又はその家族の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう援助を適切に行った。

相談支援の実施に当たっては、利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。また、利用者の必要なときに必要な相談が行えるよう努め、関係市町村、障害福祉サービス事業者等及び福祉サービス等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めた。

4. 事業内容

1) 営業日 月曜日から金曜日まで。

年末年始（12 月 30 日～1 月 3 日）、国民の祝日を除く。

営業時間 午後 1 時から午後 5 時 30 分まで（午前から行った。）

サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。

ただし年末年始（12 月 30 日～1 月 3 日）、国民の祝日を除く。

サービス提供時間 午後 1 時から午後 5 時まで。

2) 活動内容

(1) 利用者の障害特性を踏まえ必要な計画相談を行った。

- (2) 障害者の状況に応じ電話相談、来所相談、訪問相談、同行支援、直接支援等柔軟に支援を行った。
- 3) 各機関との連携協力を行った。
 - (1) 各区支援課と連絡調整等の連携
 - (2) 個別サービス調整会議への参加
 - (3) 個別移行支援会議への参加

5. 運営管理

- 1) 職員の員数
 - (1) 管理者 1 名
 - (2) 相談支援専門員 1 名
 - (3) 相談員 1 名
- 2) 会議の開催
 - (1) 経営会議 年 2 回
 - (2) 職員会議(ケース会議を含む) 週 1 回
- 3) 職員研修
 - (1) 各種研修会への参加

6. 安全管理

- 1) 利用者、職員の安全に配慮した防災管理や防災設備を整える。併せて各機関との連携を深め安全に配慮した運営に努めた。
- 2) 連携機関
 - (1) 緊急時の医療機関
相談時の緊急時は各自の主治医と連携した。
法人協定病院（埼玉協同病院）、嘱託医（辻医院）と連携した。
 - (2) さいたま市緑消防署

7. 苦情解決

- 1) 利用者やご家族、および市民等からの苦情申し入れに対しては、苦情受付担当者が誠実に対応し、解決を図った。
- 2) 苦情対応規程に準じて行った。

8. 虐待防止のための措置

利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、虐待防止の責任者を選定、成年後見制度の利用支援、相談支援員の研修等の措置を講じるものとした。

9. 資金計画

別紙収支予算内訳書のとおり

社会福祉法人さくら草

てんハウスぐりん
平成 28 年度事業報告

1. 事業の概要

事業の種類	共同生活援助(介護サービス包括型)・短期入所
事業所名称	てんハウスぐりん
定 員	共同生活援助 10 名 (現員 10 名) 短期入所 2 名 (契約者数 6 名)
主たる対象者	身体障害者・知的障害者 (重度心身障害者 医療的ケアを要する含む)

* てんハウスぐりん事業実施状況 別紙5参照

2. 事業方針

(共同生活援助)

指定共同生活援助の利用者が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居において相談、その他の日常生活上の援助を適切に行った。

(短期入所)

短期入所を利用する障害者(児)(以下、「利用者」という。)に対して、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって必要な保護を行った。

3. 事業目標

(共同生活援助・短期入所)

- (1) 常時介護等の支援が必要な重度心身障害者の方が、地域において安定した豊かな生活を営むため、食事・排泄等の介護や日常生活上の支援を提供した。
- (2) 医療的ケアを要する利用者への支援体制を整えるため、介護職員による痰の吸引等の研修に参加した。
- (3) ヒヤリハット報告を職員間で共有するなど危機管理に務め、怪我・事故が無いように努めた。

4. 事業内容

(1) 活動方針

(共同生活援助)

利用者1人ひとりの意思及び人格を尊重し、個々人の地域生活ニーズを考慮した個別支援計画のもと、豊かな生活を支援をした。

重度の知的障がい者、心身障がい者に、安全な環境と障がい特性に配慮した質の高い支援提供によって健康の維持及び機能の維持に努めた。

(短期入所)

主に重度心身障害者を対象に、自立に向けた体験利用、家族介護休息、緊急等の利用であり、安心して過ごせるように共同生活や他人介護、生活リズムに慣れ親しむように支援した。

(2) 支援内容

(共同生活援助)

- ① 共同生活援助計画の作成
- ② 利用者に対する相談
- ③ 食事の提供
- ④ 健康管理・金銭管理の援助
- ⑤ 余暇活動の支援
- ⑥ 緊急時の対応
- ⑦ 日中活動の場等との連絡・調整
- ⑧ 財産管理等の日常生活に必要な援助
- ⑨ 夜間における支援
- ⑩ 体験的な利用
- ⑪ 前各号に掲げる便宜に付帯する便宜

(2) から (10) に付帯するその他必要な介護、支援、家事、相談、助言。

(短期入所)

- ① 食事の提供
- ② 入浴または清拭
- ③ 日常生活上の介護
- ④ 機能訓練
- ⑤ 生活相談
- ⑥ 健康管理
- ⑦ その他日常生活上の世話

5. 運営管理

(共同生活援助・短期入所)

(1) 職員の数 管理者 1 人、サービス管理責任者 1 人、世話人 3 人、生活支援員 9 人、
看護師 2 人

(2) 会議の開催

[会議の種類]	[開催数]	[内容]
① 職員会議	月 1 回	個別支援、事業運営等
② 給食会議	月 1 回	献立、食物形態等
③ 安全委員会	隔月	医療的ケアの安全を確認する
④ 各係会議	随時	

(3) 職員研修

・職務を通しての指導、経験年数や役割に応じた新任、中堅、指導的職員研修への派遣を行った。

- ・ 専門職としての研修や業務上必要な研修に随時派遣した。
- ・ 自己啓発研修への支援を行った。
- ・ キャリアアップ確認表を活用し、職員のスキルアップを図った。

6. 地域生活及び関係機関との連携

(共同生活援助・短期入所)

(1) 家庭及び他機関との連携

通所事業所と連絡帳等によって利用者の生活ニーズを把握した。

個別面談により地域生活の充実を図った。

家族会の開催(年4回)。

支援課、支援センター、相談支援事業所、事業所の機関、家族等との連携。

(2) 協力医院 浦和民主診療所

(3) ボランティア・実習生の受け入れ

地域の方々を受け入れ、交流を深めた。

(4) 広報

- ・ 広く一般の方達に、活動を広報することを通し福祉理解を促す機会とした。
- ・ 年4回発行した。

7. 安全管理

(共同生活援助・短期入所)

(1) 非常災害対策

非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行った。

夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保するとともに、緊急時の連絡先や連絡方法を共同生活住居の見やすい場所に掲示した。

(2) 緊急時等の対応

利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに掛かりつけ病院に連絡する等の救急対応の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また事業所は次の措置を講じた。

- ・ 各利用者の掛かりつけ病院と連携し、緊急時に救急搬送できる体制を組む。
- ・ 協力医療機関と連携し、緊急時対応に備える。
- ・ 入居者の通所先施設と健康管理について共有するなど日頃から連携する。
- ・ 看護師に日頃から健康管理をしてもらい、緊急時には電話相談もしくは駆けつける体制を組む。
- ・ 夜間複数人体制及び必要があれば通所施設職員が緊急時に駆けつける体制を組む。

(3) 虐待の防止のための措置に関する事項

利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じた。

① 虐待の防止に関する責任者の選定

- ② 成年後見制度の利用支援
- ③ 苦情解決体制の整備
- ④ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

8. 苦情解決

利用者やご家族、および市民等からの苦情申し入れに対しては、苦情受付担当者が誠実に対応し、解決を図るものとした。

9. 資金計画

別紙収支予算内訳書のとおり

デイセンターさくら草

17. 3

○定員 40名

○利用者 45名

(男性 25名 女性 20名)

○年齢 最年少 21 歳

最年長 59 歳

平 均 31 歳

○職員配置

正規職員 16名

(施設長・サビ管・事務含む)

有期契約職員 16名

理学療法士 1名

看護師 4名

栄養士 1名

合計 38名

○障害支援区分

区分	人数	比率
6	35	77.8%
5	7	15.6%
4	3	6.7%
3	0	0

○出席率

75%

○医療的ケア

経管栄養(胃ろう)	8名	ストマ	1名
気管切開	1名	導尿	3名
酸素注入	1名	痰吸引	10名

○給食 食数および食物形態

普通食	一口大	みじん	ミルサー	ペースト	合計
16名	13名	3名	5名	1名	38名

※おかゆ、柔らかご飯含む

利用者の状況

【デイセンターさくら草】

ふたば班

20名 男性9名・女性11名

車いす利用者 17名（自走1名）

歩行できる方 3名（移動時車イス利用者含む）

平均年齢 33歳

区分平均 5.9

あんくじ班

25名 男性16名・女性9名

車いす利用者 7名（自走2名・電動2名）

歩行できる方 18名（移動時車イス利用者含む）

平均年齢 29歳

区分平均 5.6

居住区

浦和区	5名	}	さいたま市 82.2%
南区	15名		
緑区	9名		
桜区	5名		
北区	1名		
大宮区	1名		
見沼区	1名		
川口市	6名		川口市 13.3%
志木市	1名		その他 4.4%
宮代町	1名		

*平成28年度 利用者状況 別紙1

デイセンターアトム

17.3.31

○定員 35名

○利用者 36名

(男性 20名 女性 16名)

○年齢 最年少 20歳

最年長 56歳

平均 28歳

○職員配置

正規職員 13名

(サビ管含む)

有期契約職員 14名

看護師 3名

栄養士 1名

合計 31名

○障害支援区分

区分	人数	比率
6	31	66%
5	4	8.5%
4	1	2.1%
3	0	0%

○出席率 87%

○医療的ケア

経管栄養(胃ろう)	2名	気管切開	1名
ストマ	1名		
酸素注入	1名		

○給食 食数および食物形態 ※おかゆ、柔らかご飯含む

普通食	一口大	みじん	ミルサー	ペースト	合計
6名	22名	5名	3名	0名	36名

【デイセンターアトム】

アトム班

15 名 男性 10 名・女性 5 名

車いす利用者 7 名（自走 1 名・電動 1 名）

歩行できる方 8 名（移動時車イス利用者含む）

平均年齢 25 歳

区分平均 4.9

コスモス班

21 名 男性 10 名・女性 11 名

車いす利用者 17 名（自走 1 名・電動 1 名）

歩行できる方 4 名（移動時車イス利用者含む）

平均年齢 29 歳

区分平均 6.0

居住区

浦和区	8 名	}	さいたま市 88%
南区	8 名		
緑区	12 名		
桜区	2 名		
北区	0 名		
大宮区	0 名		
見沼区	0 名		
中央区	1 名		
岩槻区	1 名	}	川口市 11%
川口市	4 名		

*平成 28 年度 利用者状況 別紙 1

デイセンターアトム キッズさくら草

17. 3

○定員 5名

○利用者 16名

(男性 7名 女性 8名)

○年齢 最年少 9歳

最年長 18歳

平均 12歳

○職員配置

正規職員 3名

(サビ管含む)

有期契約職員 2名

看護師 2名

機能訓練士 1名

合計 8名

○車いす利用者 16名

○歩行できる方 2名 (移動時車イス利用者含む)

○出席率 98%

居住区

浦和区	4名	}	さいたま市 100%
南区	5名		
緑区	7名		

○医療的ケア

経管栄養(胃ろう)	4名	気管カニューレ 内部吸引	4名
経管栄養(経鼻)	5名	口腔内吸引	7名
酸素療法 (夜間のみ含む)	2名	鼻腔内吸引	7名
吸入(薬液・水分)	1名		

＊ サポートさくら草・サポートゆず・アシストさくら草 平成28年度 事業実績 別紙 2

サポートさくら草

事業	年合計	月平均	前年比
居宅介護(身体)	2053.0	171.1	112%
行動援護	4153.0	346.1	123%
移動支援	27836.5	2319.7	101%
生活サポート	3835.5	319.6	113%
合計	37878.0	3156.5	105%

サポートさくら草

28年	年合計	月平均	前年比
利用者数	779	65	100%
介護職員数	662	55	104%

サポートゆず

事業	年合計	月平均	前年比
居宅介護(身体)	2,720.0	226.7	78%
行動援護	8,615.0	717.9	157%
移動支援	23,056.0	1921.3	87%
生活サポート	4,025.5	335.5	99%
合計	38,416.5	3201.4	97%

サポートゆず

28年	年合計	月平均	前年比
利用者数	943	79	100%
介護職員数	539	45	98%

アシストさくら草

事業	年合計	月平均	前年比
居宅介護(身体)	1050	87.5	56%
行動援護	2699	224.9	359%
移動支援	20466.5	1705.5	91%
生活サポート	3850	320.8	90%
合計	28065.5	2338.8	96%

アシストさくら草

28年	年合計	月平均	前年比
利用者数	1017	84	97%
介護職員数	730	60	101%

* 南区障害者生活支援センター(あみ〜こ)事業実施状況報告書(相談内容・平成28年度報告) 別紙3

相談者数

	新規	継続	合計
18歳未満	14	28	42
18歳以上	70	378	448
合計	84	406	490

	身体	重心	知的	精神	発達	高次脳	難病	その他	合計
18歳未満	4	1	32	3	6	0	2	0	48
18歳以上	118	4	183	215	40	15	37	1	613
合計	122	5	215	218	46	15	39	1	661

相談者障害種別内訳(カッコ内には重複障害者の内数を再掲)

身体障害者手帳

	視覚障害		聴覚障害等		肢体不自由		内部障害		合計	
	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上
1級	0 (0)	13 (3)	0 (0)	3 (0)	2 (1)	26 (6)	0 (0)	6 (2)	2 (1)	48 (11)
2級	0 (0)	9 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (1)	26 (10)	0 (0)	2 (2)	1 (1)	38 (12)
3級	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	11 (6)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	15 (6)
4級	0 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (4)	0 (0)	4 (3)	0 (0)	13 (8)
5級	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (4)
6級	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)
合計	0 (0)	27 (6)	0 (0)	5 (1)	3 (2)	76 (29)	0 (0)	15 (7)	3 (2)	123 (43)

療育手帳

	18歳未満	18歳以上	合計
㊤	6 (2)	22 (4)	28 (6)
A	8 (0)	62 (16)	70 (16)
B	4 (0)	44 (8)	48 (8)
C	13 (2)	50 (17)	63 (19)
合計	31 (4)	178 (45)	209 (49)

重症心身障害者

18歳未満	18歳以上	合計
1	4	5

手帳非所持

18歳未満	18歳以上	合計
6	41	47

発達障害者

18歳未満	18歳以上	合計
6	40	46

高次脳機能障害者

18歳未満	18歳以上	合計
0	15	15

精神障害者保健福祉手帳

	18歳未満	18歳以上	合計
1級	2 (2)	6 (4)	8 (6)
2級	0 (0)	96 (22)	96 (22)
3級	1 (0)	54 (5)	55 (5)
合計	3 (2)	156 (31)	159 (33)

難病患者等

18歳未満	18歳以上	合計
2	37	39

相談者年齢別内訳

	0～5歳	6～14歳	15～17歳	18～29歳	30～39歳	40～64歳	65歳以上	合計
男	4	8	17	74	44	127	7	281
女	1	6	6	51	29	110	6	209
合計	5	14	23	125	73	237	13	490

相談者状況内訳

	通園	通学	通所	入所	就労	在宅(デイ含)	入院	その他	合計
合計	1	40	167	20	66	177	14	5	490

南区障害者生活支援センター(あみ〜こ)事業実施状況報告書(支援内容・平成28年度報告)

支援方法内訳

	訪問			来所相談			同行			電話相談			電子メール		
	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計
合計	48	586	634	29	413	442	11	172	183	87	2381	2468	1	44	45
	サービス調整会議			関係機関			権利擁護支援員			その他			合計		
	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計
合計	16	56	72	369	5168	5537	3	1	4	3	65	68	567	8886	9453

※権利擁護支援員欄は支援員による支援を受けた場合に記入すること。

支援経路内訳

	障害者本人から			障害者家族から			他支援機関から			その他			今月合計		
	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計
合計	60	2634	2694	117	969	1086	388	5245	5633	2	38	40	567	8886	9453

支援内容内訳

	福祉サービスの利用に関する支援			障害や病状の理解に関する支援			健康・医療に関する支援			不安の解消・情緒安定に関する支援		
	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計
相談	220	3691	3911	25	605	630	17	413	430	2	282	284
直接	7	122	129	1	7	8	0	13	13	0	0	0
合計	227	3813	4040	26	612	638	17	426	443	2	282	284
	保育・教育に関する支援			家族関係・人間関係に関する支援			家計・経済に関する支援			生活技術に関する支援		
	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計
相談	88	47	135	34	518	552	0	119	119	1	232	233
直接	6	3	9	0	5	5	0	21	21	0	31	31
合計	94	50	144	34	523	557	0	140	140	1	263	264
	就労に関する支援			社会参加・余暇活動に関する支援			障害者虐待に関する支援			障害者差別に関する支援		
	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計
相談	3	501	504	10	362	372	59	32	91	0	6	6
直接	0	17	17	10	39	49	0	1	1	0	0	0
合計	3	518	521	20	401	421	59	33	92	0	6	6
	その他の権利擁護に関する支援			入居・居住継続に関する支援			その他			合 計		
	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計
相談	0	18	18	0	84	84	83	1684	1767	542	8594	9136
直接	0	1	1	0	29	29	1	3	4	25	292	317
合計	0	19	19	0	113	113	84	1687	1771	567	8886	9453

南区障害者生活支援センター(あみ〜こ)事業実施状況報告書(調整会議・平成28年度年度報告)

調整会議開催数

	18歳未満	18歳以上	合計
男	5	30	35
女	14	29	43
合計	19	59	78

調整会議対象者障害種別内訳(カッコ内には重複障害者の内数を再掲)

身体障害者手帳

	視覚障害		聴覚障害等		肢体不自由		内部障害		合計	
	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上
1級	()	2 1	()	()	()	()	()	()	()	2 1
2級	()	()	()	()	()	3 2	()	()	()	3 2
3級	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
4級	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
5級	()	()	()	()	()	1 1	()	()	()	1 1
6級	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
合計	()	2 1	()	()	()	4 3	()	()	()	6 4

療育手帳

	18歳未満	18歳以上	合計
Ⓐ	()	5 ()	5 ()
A	5 ()	13 ()	18 ()
B	14 ()	5 ()	5 ()
C	()	15 10	15 10
合計	19 ()	38 10	57 10

重症心身障害者

18歳未満	18歳以上	合計

手帳非所持

18歳未満	18歳以上	合計
	5	

発達障害者

18歳未満	18歳以上	合計
2	12	14

高次脳機能障害者

18歳未満	18歳以上	合計

精神障害者保健福祉手帳

	18歳未満	18歳以上	合計
1級	()	3 3	3 3
2級	()	8 3	8 3
3級	()	9 4	9 4
合計	()	20 10	20 10

難病患者等

18歳未満	18歳以上	合計
	2	2

調整会議出席状況内訳

	生活支援センター	支援課	福祉課	保健センター	保健所
延回数	98	81	6	8	2

	こころの健康センター	社協	医療機関	療育機関	教育機関
延回数		8	20		38

	就労支援機関	在宅介護事業所	施設(作業所)	その他
延回数	4	38	16	106

延回数合計
425

* 平成28年度 相談支援事業所あんず 実績表 別紙4

分類	区名	4月		5月		6月		7月		8月		9月	
		支援計画	モニタリン	支援計画	モニタリン	支援計画	モニタリン	支援計画	モニタリン	支援計画	モニタリン	支援計画	モニタリング
成人	大宮区	1									1		1
	中央区				1						1		
	桜区	1	1				1	1	2	1	1	1	2
	浦和区	3	2	1	1	1			4	3	1	1	2
	南区	5	2						8	8			3
	緑区	2	3	2	3	3	3	2	2	2	3	3	4
児童	大宮区												
	中央区												
	桜区												
	浦和区	2			1				2	1			
	南区										1		
	緑区	2	1	1	1	1	3	2			3	1	1
分類別合計		4月		5月		6月		7月		8月		9月	
		支援計画	Eニタリン	支援計画	Eニタリン	支援計画	Eニタリン	支援計画	Eニタリン	支援計画	Eニタリン	支援計画	Eニタリン
		16	9	4	7	5	7	5	18	15	11	6	13

分類	区名	10月		11月		12月		1月		2月		3月	
		支援計画	モニタリン	支援計画	モニタリン	支援計画	モニタリン	支援計画	モニタリン	支援計画	モニタリン	支援計画	モニタリング
成人	大宮区				1								1
	中央区				1	1		1					
	桜区	1	1	1					1	1		1	4
	浦和区	2	3	1	1		3		2				4
	南区	2	6	6	1	1		2	5	2		1	5
	緑区	4	8	7	4	3	2	4	7	4		1	3
児童	大宮区												
	中央区												
	桜区					3							
	浦和区	1			2		2		2	1			
	南区		2			1	1		1	1		2	4
	緑区	1	3	3	2				2	2		3	4
分類別合計		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
		支援計画	モニタリン	支援計画	モニタリン	支援計画	モニタリン	支援計画	モニタリン	支援計画	モニタリン	支援計画	モニタリン
		11	23	18	12	9	8	7	20	11	10	8	25

平成28年度	支援計画	モニタリン
年間合計数	115	163

平成28年度 短期入所・共同生活援助泊数集計

月	日数	短期入所 泊数	共同生活援助 泊数	泊数計(短期 ＋共同)
4	30	0	175	175
5	31	0	185	185
6	30	3	185	188
7	31	11	149	160
8	31	4	176	180
9	30	6	179	185
前期合計	183	24	1049	1073
前期月平均	30.5	4.0	174.8	178.8
前期日平均	1		5.7	5.9

月	日数	短期入所利用 者泊数	共同生活援助 入居者泊数	泊数計
10	31	6	184	190
11	30	10	178	188
12	31	10	178	188
1	31	7	149	156
2	28	11	175	186
3	31	13	194	207
後期合計	182	57	1058	1115
後期月平均	30.3	9.5	176.3	185.8
後期日平均	1		5.8	6.1

年合計	365	81	2107	2188
月平均	30.4	6.8	175.6	182.3
日平均	1		5.8	6.0